

Lu-C ファンド共済とは

概要

労組活動中、労組主催行事開催中における
全組合員（専従役員・非専従役員・組合員）と
行事参加者（組合員の家族・友人など）の活動補償です。

- Lu-C ファンド共済は、犠牲者救援規定（災害補償規定）に基づく費用負担及び基金のリスクヘッジをする制度で、組合員数の多少に係らず高額な補償を加入しやすい合理的な負担で備える事ができます。
- 組合活動中・組合行事参加中（往復途上を含む）の傷病に対する補償を職場並みに近づける組織加入の制度です。

こんな時、 お支払いします

組合活動中・組合主催行事参加中に
急激かつ偶然に起きた外来の事故によるケガまたは特定疾病で
死亡・後遺障害・入通院に対して、組合の災害補償規定、
犠牲者救援規定等により補償が行われたとき

共済金をお支払いします。

移動中の事故



組合大会中にくも
膜下出血で死亡



脳内出血など特定疾病



特定疾病の範囲

1. 急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患
2. くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患
3. 気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患
4. 細菌性食中毒
5. 日射病および熱中症（熱射病）
6. 低体温症
7. 脱水症

掛金と給付金額

詳細は下記までお問い合わせください。

※組合員以外の行事参加者については死亡・後遺障害が1,000万円の補償となります。

加入条件

1. 特定疾病の給付限度額は5,000万円です。
2. 死亡・後遺障害の増額は200万円につき掛金を10円加算します。
3. 入院日額の増額は1,000円につき掛金を10円加算します。
4. 通院日額の増額は500円につき掛金を10円加算します。
5. 組合員が9,000名を超える場合はお問い合わせください。

ご加入までの流れ



共済期間

1. 新規および継続・・・10月1日から1年間
2. 中途加入・・・申込翌月の1日から10月1日まで

お支払いする共済金の種類

共済金の種類	内容
災害死亡補償 共済金	組合活動もしくは組合主催（共催）の行事に参加中に、被補償者が傷害を被りまたは疾病を発症し、その傷害または疾病により、事故の日もしくは疾病が発症した日から180日以内に死亡し、規定に従い補償が行なわれた場合に、共済金の全額をお支払いします。災害死亡補償の場合は、執行委員会における組合活動中との認定と大会における承認が共済金のお支払の条件になります。
後遺障害補償 共済金	組合活動もしくは組合主催（共催）の行事に参加中に、被補償者が傷害を被りまたは疾病を発症し、その傷害または疾病により、事故の日もしくは疾病が発症した日から180日以内に後遺障害が生じ規程に従い補償が行なわれた場合、後遺障害の原因が傷害の場合には、その程度により共済金の100%（1級）～4%（14級）を、後遺障害の原因が疾病による場合には、共済金の100%（1級～3級）をお支払いします。
入院 療養補償 共済金	組合活動もしくは組合主催（共催）の行事に参加中に、被補償者が傷害を被りまたは疾病を発症し、規程に従い補償が行なわれその傷害または疾病により入院した場合、入院日数1日につき、入院共済金を事故の日もしくは疾病が発症した日から180日を限度としてお支払いします。入院共済金をお支払いする場合で、その傷病の治療のために手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院共済金日額の10倍、20倍または40倍を手術共済金としてお支払いします。
通院 療養補償 共済金	組合活動もしくは組合主催（共催）の行事に参加中に、被補償者が傷害を被りまたは疾病を発症し、規定に従い補償が行なわれ、その傷害または疾病により通院した場合、通院日数1日につき、通院共済金を事故の日もしくは疾病が発症した日から180日を限度として90日分までお支払いします。

[労働組合活動（行事参加）中とは]

- ① **労働組合の業務活動中**
労働組合の大会、委員会、執行委員会などの機関決定（地方機関決定を含む。）に基づく会議・活動をいいます。
- ② **労働組合が主催・共催する行事**
労働組合の大会、委員会、執行委員会などの機関決定（地方機関決定を含む。）に基づき開催された行事をいいます。
- ③ **往復途上・旅行行程中**
組合が作成した参加者名簿に記載された者が、上記①②のため所定の集合・解散場所と住まいとの通常の往復途上、上記①②のための宿泊を伴う移動および活動・行事中をいいます。

お支払いできない主な場合

- 本人の犯罪行為
- 本人の故意または重大な過失、自殺または闘争行為
- 本人の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナーなどの使用
- 頸部症候群（むちうち症）または腰痛で自覚症状のもの
- 最初の共済契約（初年度）の直前12ヶ月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服用をしていた疾病と因果関係のある疾病による身体障害。但し、初年度加入日から36ヶ月を経過した時以降に発生した疾病についてはこの限りでない。組合に未加入の者（行事参加者を含む）については「共済加入日」を「組合に加入した日」（行事開催日）と読み替える。

お問い合わせは

Lu-C ファンド共済 事務代行事務所

株式会社 ORIGIN 担当：佐藤、秦

TEL：03-5645-5556 FAX：03-5645-5557